

行政書士への行政不服申立手続の代理権付与を求める意見書

平成20年7月の行政書士法の改正により、行政書士が行政手続法に係る聴聞または弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続の代理を法定業務として行えることになった。これにより国民の利便性が高められ、国民の権利を十分に擁護することが期待されるなど、行政書士を取り巻く社会環境は変化しつつあり、今後とも、行政書士には国民のニーズを的確に把握し、一層国民の利便に資することが求められている。

しかしながら、現在、行政不服審査法における行政不服申立手続の代理権については、弁護士のほか、弁理士、税理士、司法書士、土地家屋調査士及び社会保険労務士には一定の範囲で付与されている一方で、試験科目として行政手続法や行政不服審査法、行政事件訴訟法が出題され、行政法分野に関して専門性を有する行政書士には付与されていない状況は、行政不服申立手続が国民にとって必ずしも利用しやすい環境になっていないとはいえない。

行政不服申立手続の煩雑さや、それに伴う国民の経済的負担を考慮すれば、当該手続への行政書士の参画は急務であり、それにより制度活用の拡大が図られ、国民の権利行使に大きく貢献するものと期待できる。

よって、国におかれては、国民の利便性の向上と行政不服審査法の利用促進を図るため、実体法に精通し、高度な専門性を有する行政書士に対し、行政不服審査法に係る行政不服申立手続の代理権を付与するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年7月14日

沖 縄 県 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣

} あて